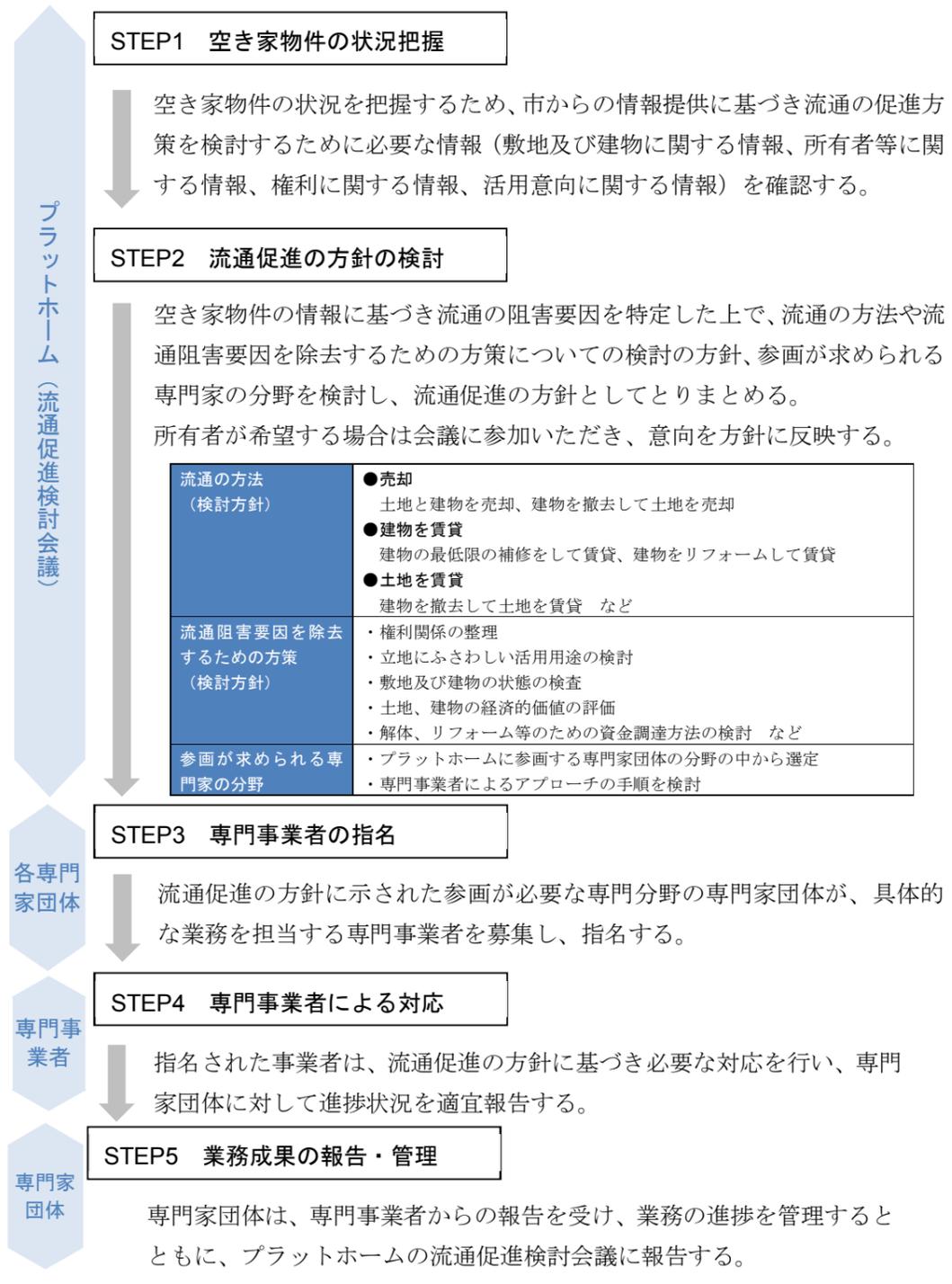


空き家流通促進プラットフォームの枠組みについての検討（概要）

■目的（P.1）

市及び空き家の流通に関わる専門家団体により構成される空き家流通促進プラットフォームを構築し、流通が進まない空き家について、市が保有する空き家データベースの情報を活用して個々の物件の流通阻害要因に応じた個別物件と対応に当たる各分野の専門事業者とのマッチングを透明性・公平性の高い方法により行い、流通の促進を図る。

■業務振り分けと対応の手順（P.3）



■プラットフォームについて

○構成する専門家団体・専門事業者（P.1, P.6）

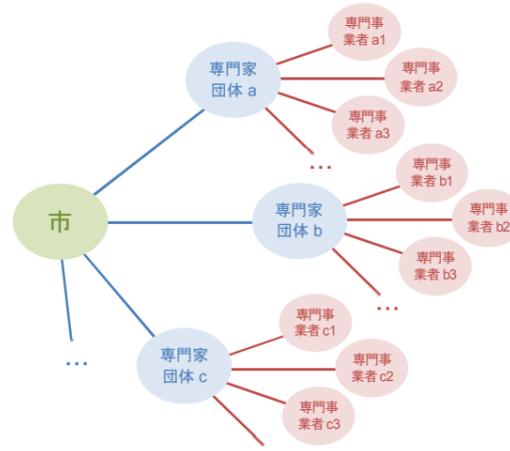
プラットフォームは下記の団体、専門事業者で構成する。

専門事業者	主な役割	専門家団体
宅建士	不動産仲介支援等	奈良県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会奈良県本部
建築士	改修・インスペクション支援等	奈良県建築士会生駒支部
司法書士	登記、相続人調査支援等	奈良県司法書士会
不動産鑑定士	価格調査支援等	奈良県不動産鑑定士協会
銀行	金融支援等	(南都銀行生駒支店) ※1
空き家関連 NPO	空き家の管理、バンク登録支援等	(空き家コンシェルジュ) ※2

※流通促進検討会議を構成する専門家団体

○専門事業者の管理の形態（P.2）

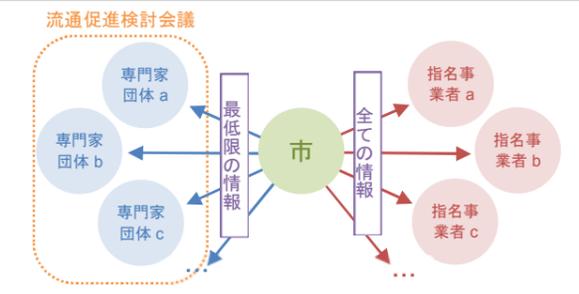
市が専門家団体、各専門家団体がそれぞれに所属する個々の専門事業者をそれぞれ登録管理する形で運営を行う。



■空き家に関する情報提供の方法（P.7）

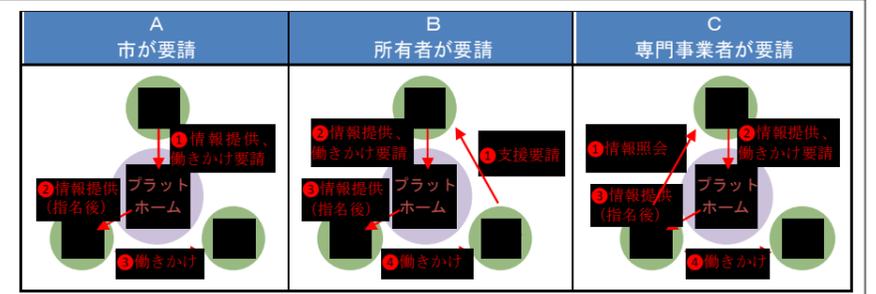
空き家に関する情報は、流通促進検討会議に対しては、流通促進の方針の検討のために必要な最低限の情報を提供する。（所有者の個人名、具体的な居住地を秘匿）

専門事業者に対しては、指名後に市から個々の事業者に全ての情報を提供する。



■プラットフォームで対応するまでの流れ（P.10）

プラットフォームで対応するまでの流れとして、市から要請する場合、所有者から要請する場合、専門事業者から要請する場合が考えられる。いずれの場合も流通促進検討会議による流通促進の方針の検討、専門家団体の選定という一連の流れを経て、専門事業者を選定する。



○事務局体制（P.12）

プラットフォームを運営するため、事務局の体制を整備する。事務局の作業として下記の項目が想定される。

流通促進検討会議の運営事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●流通促進の方針の検討を行うために必要な準備と流通促進検討会議の運営等を行う。</li> </ul> <p><b>【作業項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物件情報カルテ作成（市からカルテを受け取り方針たき台記入）</li> <li>・資料の事前配布</li> <li>・会議準備、会議進行</li> <li>・会議録作成</li> </ul>
進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門事業者から専門家団体への報告に基づき対応の状況を確認し、定期的に市に報告する。</li> </ul> <p><b>【作業項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家団体を介した状況確認</li> <li>・市への定期報告</li> </ul>
専門事業者からの紹介への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門事業者が見つけた物件の市への照会の窓口となる。</li> </ul> <p><b>【作業項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門事業者からの要請による市への物件情報の照会</li> </ul>
問い合わせへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プラットフォームへの問い合わせの窓口となる。</li> </ul> <p><b>【作業項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家所有者や一般市民からのプラットフォームへの問い合わせへの対応</li> </ul>

○プラットフォームの信頼性の確保（P.8）

プラットフォームの信頼性の確保に向けて下記の取り組みを行う。

- ・専門家団体及び個々の専門事業者がコンプライアンスに関する協定等を締結
- ・専門事業者からの業務に関する相談に応じ、アドバイス
- ・専門家団体から報告を受けるなどにより、適切に業務が遂行されたことを確認 など